

利用者のために

I 林業センサスの沿革

1 センサスとは

古代ローマに“センソール”という職の役人がおり、その役職は5年ごとにローマ市民の数などを調査することを仕事としていたことから、センソールが行う調査を“センサス”と呼んでいたといわれている。これによりセンサスとは、通常全てを調査の対象とし、個々の対象に調査票を使って、全般的な多項目にわたる調査を行うことを言うようになった。

2 林業センサス

林業センサスは昭和35年から10年ごとに実施してきたが、2005年農林業センサスから、農業と林業の経営を一体的に把握する調査形態となったため、以降5年ごとに実施している。

なお、今回の2020年農林業センサスは、林業センサスとしては9回目である。

また、沖縄県においては、復帰後では1980年世界農林業センサスから7回目となっている。

3 2005年農林業センサスにおける調査体系等の変更

2005年農林業センサスは、事業体を対象とする調査について2000年世界農林業センサスまで農業と林業を別々に調査していたが、農林業を経営の視点から同一の調査票で把握する調査体系に改め、農林業経営体を調査対象とした「農林業経営体調査」として実施した。

また、農林業地域を対象とする調査についても、農林業・農山村の有する多面的機能を一体的に把握するため、従来の農業集落調査及び林業地域調査を統合した「農山村地域調査」、農業集落における集落機能、コミュニティ活動等を把握するための「農村集落調査」（付帯調査）を実施した。

具体的には、次の見直しを行っている。

(1) 農林業経営体調査

ア 経営に着目した調査体系として実施

農林業の経営を的確に把握する見地から、これまでの農家及び林家という世帯に着目した調査から経営に着目した調査に改めるとともに、個人、組織、法人等の多様な担い手を一元的かつ横断的に捉えるため、2000年世界農林業センサスまでの農業事業体に関する3調査（農家調査、農家以外の農業事業体調査、農業サービス事業体調査）、林業事業体に関する3調査（林家調査、林家以外の林業事業体調査、林業サービス事業体等調査）を統合して農林業経営体を対象とする調査に一本化した。

また、調査周期についても、従来10年周期で実施していた林業に関する調査を農業に関する調査と同様に5年周期で実施することとした。

イ 農林業経営体を調査対象に設定

2005年農林業センサスにおいては、農林業経営の実態をよりの確に把握するため、調査対象を農林業経営体とし、その定義については、

(ア) 農林産物の生産を行うか、又は委託を受けて農林業作業を行い、

(イ) 生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の農林業生産活動を行う者（組織経営体の場合は代表者）

とした。

なお、1つの世帯・組織に調査対象としての基準を満たす者が複数存在する場合（それぞれが次に示す外形基準を満たし、かつ、経営管理及び収支決算が独立して行われている場合）には、それぞれの者を調査対象とした。

ウ 農林業経営体を判定するための外形基準の設定

農林業経営体を的確に判定するため、次に示す外形基準（生産又は作業の規模）を設定した。

なお、農業生産を行っている場合の外形基準については、統計の安定性・継続性を確保する観点から、農産物価格の変動に左右される従来の農産物販売金額に代わる物的指標を導入した。

<農業の外形基準>

(ア) 農業生産を行っている場合

経営耕地面積が30a以上であるか、又は、物的指標（部門別の作付（栽培）面積、飼養頭羽数等の規模）が一定経営規模以上である者を調査対象とした。

(イ) 農業サービスを行っている場合

全てを調査対象とした。

<林業の外形基準>

(ア) 林業生産を行っている場合

保有山林面積が3ha以上で、かつ、調査期日前5年間継続して林業経営（育林又は伐採）を行った者又は調査実施年をその計画期間に含む森林施業計画を作成している者（現行の外形基準では森林経営計画を作成している者）を調査対象とした。

(イ) 委託を受けて素材生産を行っている場合又は立木を購入して素材生産を行っている場合

調査期日前1年間の素材生産量が200m³以上である者を調査対象とした。

(ウ) 素材生産サービス以外の林業サービスを行っている場合

全てを調査対象とした。

(2) 農山村地域調査

農業集落調査及び林業地域調査を統合

農林業・農山村の有する多面的機能を一体的に把握するため、従来の農業集落調査及び林業地域調査を統合した。

農林業センサスの沿革(林業センサス実施年)

昭和35年2月1日	1960年 世界農林業 センサス	農 業			林 業				
		農業事業体調査		農業集 落調査	林業事業体調査		林業地 域調査 (8月1日)		
		農家調査	農家以外の農 業事業体調査		林家調査	林家以外の林 業事業体調査			
昭和45年2月1日	1970年 世界農林業 センサス	農 業			林 業				
		農業事業体調査		農業集 落調査	林業事業体調査		林業地 域調査 (8月1日)		
		農家調査	農家以外の農 業事業体調査		林家調査	林家以外の林 業事業体調査			
昭和55年2月1日	1980年 世界農林業 センサス	農 業			林 業				
		農業事業体調査		農業集 落調査	林業事業体調査		林業地 域調査 (8月1日)		
		農家調査	農家以外の農 業事業体調査		林家調査	林家以外の林 業事業体調査			
平成2年2月1日	1990年 世界農林業 センサス	農 業				林 業			
		農業事業体調査		農業サービ ス事業体調査	農業集 落調査	林業事業体調査		林業地 域調査 (8月1日)	
		農家調査	農家以外の農 業事業体調査			林家調査	林家以外の林 業事業体調査		
平成12年2月1日	2000年 世界農林業 センサス	農 業				林 業			
		農業事業体調査		農業サービ ス事業体調査	農業集 落調査	林業事業体調査		林業サービ ス事業体等調査	林業地 域調査 (8月1日)
		農家調査	農家以外の農 業事業体調査			林家調査	林家以外の林 業事業体調査		
平成17年2月1日	2005年 農林業 センサス	農林業経営体調査			農 山 村 地域調査	農村集 落調査 (標本調査)			
平成22年2月1日	2010年 世界農林業 センサス	農林業経営体調査			農 山 村 地域調査				
平成27年2月1日	2015年 農林業 センサス	農林業経営体調査			農 山 村 地域調査				
令和2年2月1日	2020年 農林業 センサス	農林業経営体調査			農 山 村 地域調査				

Ⅱ 編集方針及び原資料

本統計は、我が国林業の長期的な変遷過程を地域別に明らかにすることを主目的として、編集した。

本統計の編集に当たって用いた原資料は次のとおりである。

1 林家

昭和 35 年は『1960 年世界農林業センサス林業調査報告書』、昭和 45 年は『1970 年世界農林業センサス林業調査報告書』、昭和 55 年は『1980 年世界農林業センサス林業調査報告書（林業事業体編）』、平成 2 年は『1990 年世界農林業センサス第 13 巻林業事業体調査報告書』、平成 12 年は『2000 年世界農林業センサス第 12 巻林業事業体、林業サービス事業体等調査報告書』、平成 17 年は『2005 年農林業センサス第 2 巻農林業経営体調査報告書－総括編－』、平成 22 年は『2010 年世界農林業センサス第 2 巻農林業経営体調査報告書－総括編－』、平成 27 年は『2015 年農林業センサス第 2 巻農林業経営体調査報告書－総括編－』及び令和 2 年は『2020 年農林業センサス第 2 巻農林業経営体調査報告書－総括編－』等から収録した。

2 林業サービス事業体等（林業作業受託を行う経営体）

平成 12 年は『2000 年世界農林業センサス第 12 巻林業事業体、林業サービス事業体等調査報告書』、平成 17 年は『2005 年農林業センサス第 5 巻農林業経営体調査報告書－種類別統計編－』、平成 22 年は『2010 年世界農林業センサス第 5 巻農林業経営体調査報告書－抽出集計編－』及び平成 27 年は『2015 年農林業センサス第 5 巻農林業経営体調査報告書－抽出集計編－』から収録した。

3 林業経営体

平成 17 年は『2005 年農林業センサス第 2 巻農林業経営体調査報告書－総括編－』、平成 22 年は『2010 年世界農林業センサス第 2 巻農林業経営体調査報告書－総括編－』、平成 27 年は『2015 年農林業センサス第 2 巻農林業経営体調査報告書－総括編－』及び令和 2 年は『2020 年農林業センサス第 2 巻農林業経営体調査報告書－総括編－』から収録した。

4 林野面積

昭和 35 年は『1960 年世界農林業センサス林業調査報告書』、昭和 45 年は『1970 年世界農林業センサス林業調査報告書』、昭和 55 年は『1980 年世界農林業センサス林業調査報告書（林業地域編）』、平成 2 年は『1990 年世界農林業センサス第 14 巻林業地域調査報告書』、平成 12 年は『2000 年世界農林業センサス第 13 巻林業地域調査報告書』、平成 17 年は『2005 年農林業センサス第 7 巻農山村地域調査及び農村集落調査報告書』、平成 22 年は『2010 年世界農林業センサス第 7 巻農山村地域調査報告書』、平成 27 年は『2015 年農林業センサス第 7 巻農山村地域調査報告書』及び令和 2 年は『2020 年農林業センサス第 7 巻農山村地域調査報告書』から収録した。

Ⅲ 林業センサスの概要

【林家調査】

1 1960 年世界農林業センサス「林家調査」（昭和 35 年）

(1) 調査方法

全林家に対する面接調査で、農林省－都道府県－市区町村－指導員－調査員の系統で実施した。

(2) 調査期日

2 月 1 日現在

2 1970 年世界農林業センサス「林家調査」（昭和 45 年）

1960 年世界農林業センサスに同じ。

3 1980 年世界農林業センサス「林家調査」（昭和 55 年）

1960 年世界農林業センサスに同じ。

（沖縄県の調査期日は前年の 12 月 1 日現在。）

4 1990 年世界農林業センサス「林家調査」（平成 2 年）

1980 年世界農林業センサスに同じ。

5 2000 年世界農林業センサス「林家調査」（平成 12 年）

調査方法は、全林家に対する自計申告調査で、農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員の系統で実施した。

【林家以外の林業事業体調査】

1 1960 年世界農林業センサス「林家以外の林業事業体調査」（昭和 35 年）

(1) 調査方法

代表者に対する面接調査で、農林省－都道府県－市区町村－指導員－調査員の系統で実施した。
なお、一部調査客体で自計申告とした。

(2) 調査期日

2 月 1 日現在

2 1970 年世界農林業センサス「林家以外の林業事業体調査」（昭和 45 年）

1960 年世界農林業センサスに同じ。

3 1980 年世界農林業センサス「林家以外の林業事業体調査」（昭和 55 年）

1960 年世界農林業センサスに同じ。

（沖縄県の調査期日は前年の 12 月 1 日現在。）

4 1990 年世界農林業センサス「林家以外の林業事業体調査」（平成 2 年）

調査方法は、調査客体に対する面接調査で、農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員の系統で実施した。

5 2000 年世界農林業センサス「林家以外の林業事業体調査」（平成 12 年）

調査方法は、調査客体に対する自計申告調査で、農林水産省－都道府県－市区町村－指導員の系

統で実施した。

【林業サービス事業体等調査】

1 2000 年世界農林業センサス「林業サービス事業体等調査」（平成 12 年）

(1) 調査方法

調査客体の自計申告調査で、農林水産省－地方農政局－統計情報事務所－出張所の系統で実施した。

(2) 調査期日

2 月 1 日現在（沖縄県は、前年の 12 月 1 日現在）

【農林業経営体調査】

1 2005 年農林業センサス「農林業経営体調査」（平成 17 年）

これまで別々に実施していた農家調査、農家以外の農業事業体調査、農業サービス事業体調査、林家調査、林家以外の林業事業体調査、林業サービス事業体等調査を統合し、経営に着目した「農林業経営体調査」として実施した。

(1) 調査方法

調査客体に対する自計申告調査で、農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員の系統で実施した。

(2) 調査期日

2 月 1 日現在（沖縄県は、前年の 12 月 1 日現在）

2 2010 年世界農林業センサス「農林業経営体調査」（平成 22 年）

調査方法は、2005 年農林業センサスに同じ。

沖縄県の調査期日については、他の都道府県と同様、2 月 1 日現在とした。

3 2015 年農林業センサス「農林業経営体調査」（平成 27 年）

調査方法は、2005 年農林業センサス、調査期日は 2010 年世界農林業センサスに同じ。

2005 年農林業センサス及び 2010 年世界農林業センサスでは、同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算の下に農業経営又は林業経営を行い、そのそれぞれの経営が「農林業経営体」（詳細は、「V 用語の解説」を参照）に該当する場合、それぞれを別の農林業経営体として調査を実施していたが、2015 年農林業センサスでは、調査対象者の負担軽減のため、同一世帯内で複数の経営を有する場合であっても、当該世帯を 1 つの農林業経営体として調査を実施するよう変更した。

4 2020 年農林業センサス「農林業経営体調査」（令和 2 年）

調査方法及び調査期日は、2015 年農林業センサスに同じ。

2005 年から 2015 年調査までは、農林業経営体を家族経営体と組織経営体に区分していたが、2020 年調査では、法人経営を一体的に捉えろとの考えのもと、法人化している家族経営体と組織経営体を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体とした。

【林業地域調査】

1 1960 年世界農林業センサス「林業地域調査」（昭和 35 年）

(1) 調査方法

林業精通者等からの資料収集又は面接聞き取りで、農林省－統計調査事務所－出張所の系統で実施した。

(2) 調査期日

8月1日現在

2 1970 年世界農林業センサス「林業地域調査」(昭和 45 年)

1960 年世界農林業センサスに同じ。調査系統は、農林省－地方農政局－統計情報事務所－出張所の系統で実施した。

3 1980 年世界農林業センサス「林業地域調査」(昭和 55 年)

1970 年世界農林業センサスに同じ。

4 1990 年世界農林業センサス「林業地域調査」(平成 2 年)

1970 年世界農林業センサスに同じ。

5 2000 年世界農林業センサス「林業地域調査」(平成 12 年)

調査方法は、都道府県の自計申告、林野庁行政記録簿の活用又は林業精通者への面接聞き取りで、農林水産省－地方農政局－統計情報事務所－出張所の系統で実施した。

【農山村地域調査】

1 2005 年農林業センサス「農山村地域調査」(平成 17 年)

(1) 調査方法

「市区町村調査票」については、市町村への面接聞き取りで、農林水産省－地方農政局－取りまとめ統計・情報センター－統計・情報センターの系統で実施した。

(2) 調査期日

2月1日現在(沖縄県は、前年の12月1日現在)

2 2010 年世界農林業センサス「農山村地域調査」(平成 22 年)

(1) 調査方法

「市区町村調査票」については往復郵送調査又はオンライン調査で実施した。

(2) 調査期日

沖縄県の調査期日についても、他の都道府県と同様、2月1日現在とした。

3 2015 年農林業センサス「農山村地域調査」(平成 27 年)

2010 年世界農林業センサスに同じ。

4 2020 年農林業センサス「農山村地域調査」(令和 2 年)

(1) 調査方法

市区町村調査については、オンライン(電子メール)又は往復郵送により配布・回収する自計調査で実施した。

(2) 調査期日

2月1日現在

IV 統計表の編成

1 統計表の概要

統計表の表章範囲は、全国農業地域及び各都道府県別である。

2 全国農業地域区分

統計表に用いた全国農業地域区分は次のとおりである。

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	(北関東、南関東、東山)
北関東	茨城、栃木、群馬
南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
東山	山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	(山陰、山陽)
山陰	鳥取、島根
山陽	岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	(北九州、南九州)
北九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分
南九州	宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

注：1 沖縄県は、昭和 35 年（1960 年世界農林業センサス）の数値には含まれていない。

2 東京都小笠原村は、昭和 35 年（1960 年世界農林業センサス）の数値には含まれていない。

3 埼玉県については、昭和 45 年（1970 年世界農林業センサス）までは北関東に含めていたが、本統計書においては現在の区分に併せ南関東に含め区分した。

4 東京都三宅村は、三宅島の火山活動の影響により調査の実施が困難であったため、平成 17 年（2005 年農林業センサス）の調査の範囲から除外した。

5 東京電力福島第 1 原子力発電所の事故による避難指示区域（平成 26 年 4 月 1 日時点の避難指示区域であり、福島県楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域である。）内については、調査を実施できなかったため、平成 27 年（2015 年農林業センサス）結果には含まれていない。（林野面積についてはこの限りではない。）

6 東京電力福島第 1 原子力発電所の事故による避難指示区域（平成 31 年 2 月 1 日時点。）に全域が含まれる福島県大熊町及び双葉町については調査を実施できなかったため、令和 2 年（2020 年農林業センサス）結果には含まれていない。

V 用語の解説

林家	林家とは、世帯である林業事業体をいい、農家林家及び非農家林家に区分した。 注： 林業事業体とは、一定規模以上の保有山林面積がある世帯（林家）及び世帯以外の法人、法人以外の団体、その他グループ、国及び特殊法人（林家以外の林業事業体）をいう。
農家林家	(1) 昭和 35 年～平成 2 年 保有山林面積が 10a 以上ある世帯のうち、農家である世帯をいう。 (2) 平成 12 年～ 保有山林面積が 1 ha 以上ある世帯のうち、農家である世帯をいう。
非農家林家	(1) 昭和 35 年、昭和 45 年 保有山林面積が 10a 以上ある世帯のうち、農家以外の世帯をいう。 (2) 昭和 55 年、平成 2 年 保有山林面積の各筆の面積のいずれかが 10a 以上ある世帯のうち、農家以外の世帯をいう。 (3) 平成 12 年～ 保有山林面積が 1 ha 以上ある世帯のうち、農家以外の世帯をいう。
林業経営体	林産物の生産を行うか又は委託を受けて林業作業を行い、生産又は作業に係る面積が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 ①権原に基づいて育林または伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が 3 ha 以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前 5 年間に継続して林業を行い、育林又は伐採を実施した者に限る。） ②委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前 1 年間に 200 m ³ 以上の素材を生産した者に限る。）
林業作業受託を行う経営体 （林業サービス事業体等）	林業経営体のうち、委託を受けて育林若しくは素材生産等を行った経営体又は立木を購入して素材生産を行う経営体をいう。具体的には、調査期日前 1 年間に委託を受けて育林を行ったもの及び委託を受けて又は立木を購入して素材生産を行うものであって調査期日前 1 年間における素材生産量が 200 m ³ 以上（平成 12 年は 50 m ³ 以上）のものをいう。
法人化している	林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。

会社	次のいずれかに該当するものをいう。
株式会社	(1) 平成 17 年 商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく株式会社の組織形態をとっているものをいう。 (2) 平成 22 年～ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
有限会社	旧有限会社法（昭和 13 年法律第 74 号）に基づく有限会社の組織形態をとっているものをいう。
合名・合資会社	(1) 平成 17 年 商法に基づく合名会社と合資会社の組織形態をとっているものをいう。 (2) 平成 22 年～ 会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
各種団体	次のいずれかに該当するものをいう。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。
森林組合	森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。林業公社（第 3 セクター）もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO 法人などが該当する。

地方公共団体・財産区	地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいう。 財産区とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいう。
所有山林	実際に所有している山林をいう。 なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林を含む。 また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含めた。
貸付山林	所有山林のうち、山林として使用するため他者が地上権の設定をした山林、他者に貸し付けている土地又は分収（土地所有者と造林者が異なり、両方で収益を分配するもの）させている山林をいう。
借入山林	単独で山林として使用するため地上権を設定した他人の山林、他者から借りている山林又は分収している山林をいう。 また、共有林などのうち、割り替えされる割地があれば、それも含めた。
保有山林	自らが林業経営に利用できる（している）山林をいう。 保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林
雇用者	林業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいう。
常雇い	あらかじめ、年間 7 か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で主に林業経営のために雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。）をいう。 年間 7 か月以上の契約で雇っている外国人技能実習生を含める。
臨時雇い	「常雇い」に該当しない日雇い、季節雇いなど林業経営のために一時的に雇った人のことをいい、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。 なお、林業作業を委託した場合の労働は含まない。 また、主に林業以外の事業のために雇った人が一時的に林業経営に従事した場合及び「常雇い」として 7 か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。
植林	山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地に苗木の植付け、種子のまき付け、挿し木などをするをいう。

下刈りなど	林木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなどの植林から間伐までの保育作業をいう。 なお、作業を年 2 回以上同一区画で行った場合あるいは同一区画で別々の作業を行った場合の面積は、実面積とした。
間伐	林木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不用木など林木の一部を伐採することをいう。 このうち、間伐材を林外に運搬し他に利用した場合は利用間伐、間伐材を林内に放置したままにした場合は切捨間伐とした。
主伐	一定の林齢に生育した立木を、用材等で販売するために伐採（被害木の伐採は含まない。）することをいう。 なお、主伐には、一度に全面積伐採する皆伐と、区画内の立木を何回かに分けて抜き切りする択伐があるが、択伐の場合であっても、面積は、伐採した全体の区画とした。
林業作業の受託	他者の林業作業（立木買いによる素材生産を含む。）を請け負うことをいう。
素材生産量	素材とは丸太のことをさし、原木ともいう。 丸太の体積を表し、一般的には立方メートル（m^3）の単位で表示する。 なお、立木買いによる素材生産量を含む。
立木買いによる素材生産	立木を購入し、伐木して素材生産することをいう。
総土地面積	都道府県全ての面積をいう。 本調査では、原則として国土地理院『全国都道府県市区町村別面積調』による総土地面積によった。
林野面積	現況森林面積と森林以外の草生地を合わせたものをいい、不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 99 条に規定する地目では山林と原野を合わせた面積に相当する。

森林面積	森林法第 2 条に規定する森林の面積をいい、具体的には次に掲げる基準によることとした。 (1) 木材が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹並びに木竹の集団的な生育に供される土地をいう。 (2) 保安林や保安施設地区等の森林の施業に制限が加えられているものも森林に含めた。 (3) 国有林野の林地以外の土地（雑地（崩壊地、岩石地、草生地、高山帯など）、附帯地（苗畑敷、林道敷、作業道敷、レクリエーション施設敷など）及び貸地（道路用地、電気事業用地、採草放牧地など））は除いた。
現況森林面積	調査日現在の森林面積で、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画樹立時の森林計画を基準とし、計画樹立時以降の森林の移動面積を加減し、これに森林計画以外の森林面積を加えた面積をいう。
森林以外の草生地	森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいう。 (1) 河川敷、けい畔、ていとう（堤塘）、道路敷、ゴルフ場等は草生していても除いた。 (2) 林野庁には、貸地の採草放牧地を含む。 (3) 林野庁以外の官庁には、財務省所管の未開発地や防衛省所管の自衛隊演習地を含む。 (4) 民有林には、現況が野草地（永年牧草地、退化牧草地、耕作放棄した土地が野草地化した土地を含む。）を含む。
林野率	総土地面積に占める林野面積の割合をいう。 なお、全国、全国農業地域別及び都道府県別の各数値を算出する際は、総土地面積から北方領土及び竹島を除いて計算した。
森林計画による森林面積	森林法に基づく、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画の計画樹立時の森林面積をいう。
国有（林）	林野庁及び林野庁以外の官庁が所管する土地をいう。
林野庁	林野庁所管の国有林野（分収林と分収林以外）及び官行造林地をいう。
分収林	分収林とは、国有林野法（昭和 26 年法律第 246 号）に基づく分収造林（従来「部分林」と称していたもので、国有林野について契約により国以外の者が造林し、その収益を国及び造林者で分収する森林）と分収育林（国有林野の生育途上の若齢人工林について国以外の者が育林費の一部を負担し、その収益を国及び当該負担者が分収する森林）をいう。
官行造林地	官行造林地とは、公有林野等官行造林法（大正 9 年法律第 7 号）に基づき、国

	が公有地又は私有地に造林をした分収林であり、林野庁が管理を行っているものをいう。
林野庁以外の官庁	林野庁以外の国の行政機関が所管する土地をいう。 なお、調査項目として「独立行政法人等」が設置される 2005 年農林業センサス以前は、日本道路公団等の特殊法人、独立行政法人（緑資源機構を除く）、国立大学法人は便宜上ここに含めている。
民有（林）	国有（林）以外の土地をいい、独立行政法人等、公有（都道府県、森林整備法人、市区町村、財産区）及び私有に分類される。 なお、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）に基づき、市町村が経営管理権を設定したものは、当該設定前の分類とする。
独立行政法人等	独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人が所有する土地をいう。 また、国立研究開発法人森林整備・研究機構 森林整備センター（以前の「緑資源機構」）が所管する分収林も含めた。
緑資源機構	独立行政法人緑資源機構法（平成 14 年法律第 130 号）により設立された緑資源機構（農耕地の改良、林道の開設・維持や分収造林契約による造林事業等を実施するため設立。）をいう。 なお、以前の「緑資源公団」、「森林開発公団」であり、2010 年世界農林業センサス以降は、独立行政法人等に含めている。
公有（林）	都道府県、森林整備法人、市区町村及び財産区が所管する土地（借入地を含む）をいう。
都道府県	都道府県が所管する土地をいう。 林務主管課（部）所管森林のほか、水道局、教育委員会、開発企業局等が所管するものをいい、都道府県立高校の学校林、都道府県が設立した地方独立行政法人等の所管する土地、都道府県が造林又は育林の主体となっている分収林を含め、都道府県以外の者が造林又は育林の主体となっている分収林を除いた。
森林整備法人	分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第 10 条第 2 号に規定する森林整備法人（林業・造林公社等）が所管する土地をいう。 林業公社・造林公社は森林整備法人に該当する。
市区町村	市区町村が所管する土地をいう。 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項に規定する地方公共団体の組合（市区町村の事務、例えば市区町村有林についての事務を運営するため 2 つ以上の市区町村が作る組合。以下「町村組合」という。）並びに市区町村及び町村組合が設立した地方独立行政法人の所管する土地を含めた。

また、市区町村が造林又は育林の主体となっている分収林を含め、市区町村以外の者が造林又は育林の主体となっている分収林は除いた。

財産区

地方自治法第 294 条第 1 項に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた土地について財産区を作り、地元住民が使用収益している土地をいう。

なお、財産区が生産森林組合に変わっている場合は「私有」とした。

私有（林）

民有（林）のうち、独立行政法人等及び公有（林）を除いた土地をいう。

VI 利用上の注意

1 属地統計と属人統計

本統計には、林業事業体調査及び農林業経営体調査（属人統計）と林業地域調査及び農山村地域調査（属地統計）の結果を調査別に掲載した。

なお、属人統計の調査については、林業事業体等の所在する地域（全国農業地域・都道府県別等の地域）別に集計する統計であり、属地統計の調査については、山林が所在する地域（全国農業地域、都道府県別等の地域）別に集計する統計である。

このため、調査間における同一事項、類似事項の結果が一致しない場合があるので利用に当たっては留意されたい。

2 林家及び林業サービス事業体等の定義等変更について

(1) 林家の定義等の変更

林家の定義及び実査対象は、下表のとおりである。

年次	林家の定義	農家林家及び 非農家林家の分類	保有山林 面積規模別	調査している項目	
				保有山林 面 積	保有山林 面積以外
昭和35年	保有山林 面積が 10a以上	－	10a以上～ 5 ha未満	○	※ △
			5 ha以上	○	○
農家林家		10a以上～ 1 ha未満	○	○	
		1 ha以上	○	○	
昭和45年 昭和55年 平成 2 年		非農家林家	10a以上～ 1 ha未満	○	×
			1 ha以上	○	○
平成12年	保有山林 面積が 1ha以上	－	1ha以上～ 3 ha未満	○	×
			3 ha以上	○	○
平成17年 以降	保有山林 面積が 1ha以上	－	1 ha以上	○	×

※注：一部項目について調査している。

(2) 平成12年の林家の定義の変更への対応

平成12年の林家の定義変更を踏まえ、統計の連続性を図る措置として、平成2年の数値は、その定義に合わせて組み替え集計したものを併せて掲載した。

(3) 平成17年の農林業経営体調査への変更に伴う外形基準導入への対応

平成17年の農林業経営体調査への変更に伴う外形基準の導入を踏まえ、平成17年～平成27年の林業受託を行う経営体（林業サービス事業体等）の数値は、外形基準（素材生産量200 m³）以上の経営体を抽出集計しているため利用に当たっては注意されたい。

3 農家の定義変更について

昭和60年の1985年農業センサスまでは農家の定義（経営耕地面積基準）を東日本は10a以上、西日本は5a以上と定めていたが、平成2年の1990年世界農林業センサスにおいてこれを全国統一

して 10a 以上と定め、これ以降この定義を踏襲している。

このため、西日本の農家林家、非農家林家の概念は、1980 年世界農林業センサス以前のそれと異なっているので留意されたい。

4 統計数値について

(1) 表中に使用した記号は次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの。（例：0.4ha→0ha）

「－」：調査は行ったが事実のないもの。

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの。

(2) 面積は単位ごとに四捨五入しており、合計とその内訳の計が一致しないことがある。

(3) 1960 年世界農林業センサス（昭和 35 年）の林野面積等の統計表章単位は尺貫法であるが、メートル法による換算は行わず、便宜上、1 町を 1 ha、1 反を 10a として掲載した。

(4) 本統計のデータについては、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類の「農家数、担い手、農地など」で御覧いただけます。

【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/index.html> 】

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表等を掲載します。

VII お問合せ先 【林業事業体調査】 【農林業経営体調査】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

センサス統計室農林業センサス統計第 1 班

電話：03－3502－8111 内線 3665

直通：03－3502－5648

【林業地域調査】 【農山村地域調査】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

センサス統計室農林業センサス統計第 2 班

電話：03－3502－8111 内線 3667

直通：03－6744－2256

※ 本調査に関するご意見・ご要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】